

Press Release

一般社団法人 山梨県タクシー協会
<http://www.taxi-yamanashi.org>

報道関係者各位

平成27年3月24日

第2回「甲府交通圏タクシー準特定地域協議会」の開催について

平成25年11月に公布された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正特措法」）」が平成26年1月27日から施行され、改正前の特措法において指定を受けました特定地域におきましては、改正特措法に基づく準特定地域に指定され、引き続き当該地域の関係者がタクシー事業の適正化及び活性化に向け積極的に取り組んでいるところであります。

つきましては、改正特措法が施行され1年が経過したことから、この1年間の取り組み状況等についてフォローアップを行うため、第2回甲府交通圏タクシー準特定地域協議会を下記の通り開催いたしますのでお知らせします。

なお、新たに協議会の構成員として加入したい方については、開催日の15日前（4月9日・木曜日）までに下記のお問い合わせ先へお申し出ください。

記

- ・ 日 時 平成27年4月23日（木）14：00～
- ・ 場 所 山梨県自動車総合会館 2階会議室
山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-7 055-262-1212

【問い合わせ先】

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会 事務局
一般社団法人山梨県タクシー協会 志村 055-262-1212